



# 山形県公報

平成31年1月18日(金)  
第3012号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 漁業の免許……………(水産振興課) ……21
- 同 ……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……22
- 県道の供用の開始……………(同) ……23
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……24

### 公 告

- 平成30年度自衛官候補生の募集……………(市町村課) ……同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(情報政策課) ……25
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……同
- 同 ……………(同) ……26
- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……28

## 告 示

### 山形県告示第26号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定により、漁業権の設定について、次のとおり免許した。  
平成31年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 免許番号         | 漁業の免許を受けた者          |               | 漁業権の内容                                           | 漁業権の免許年月日  |
|--------------|---------------------|---------------|--------------------------------------------------|------------|
|              | 住所又は所在地             | 氏名又は名称        |                                                  |            |
| 海 定<br>第 1 号 | 鶴岡市三瀬己301・<br>308番地 | 有 限 会 社 仁 三 郎 | 平成30年8月県告示第617号<br>(以下「告示」という。)第<br>1項第1号に記載のとおり | 平成31. 1. 1 |
| 海 定<br>第 2 号 | 鶴岡市鼠ヶ関丙57番<br>地     | 佐 藤 朝 雄       | 告示第2項第1号に記載のと<br>おり                              | 同          |

### 山形県告示第27号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定により、漁業権の設定について、次のとおり免許した。  
平成31年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 免許番号         | 漁業の免許を受けた者     |               | 漁業権の内容                                                        | 漁業権の免許年月日  |
|--------------|----------------|---------------|---------------------------------------------------------------|------------|
|              | 住所又は所在地        | 氏名又は名称        |                                                               |            |
| 内 区<br>第 1 号 | 南陽市若狭郷屋531番地の2 | 遠 藤 嘉 弘       | 平成30年9月県告示第713号（以下「告示」という。）第1項の表中公示番号内区第1号の免許の内容たるべき事項に記載のとおり | 平成31. 1. 1 |
| 内 区<br>第 2 号 | 村山市大字富並3887番地  | 株式会社大高根じゅん菜採取 | 告示第1項の表中公示番号内区第3号の免許の内容たるべき事項に記載のとおり                          | 同          |
| 内 区<br>第 3 号 | 村山市大字大槇1371番地  | 佐 藤 善 洋       | 告示第1項の表中公示番号内区第4号の免許の内容たるべき事項に記載のとおり                          | 同          |
| 内 区<br>第 4 号 | 東根市大字羽入772番地   | 植 松 巧         | 告示第1項の表中公示番号内区第5号の免許の内容たるべき事項に記載のとおり                          | 同          |
| 内 区<br>第 5 号 | 最上郡舟形町舟形138番地  | 伊 藤 俊 作       | 告示第1項の表中公示番号内区第6号の免許の内容たるべき事項に記載のとおり                          | 同          |
| 内 区<br>第 6 号 | 長井市成田1880番地の1  | 有限会社高橋鯉屋      | 告示第1項の表中公示番号内区第7号の免許の内容たるべき事項に記載のとおり                          | 同          |
| 内 区<br>第 7 号 | 米沢市東一丁目8番18号   | 株式会社米沢鯉六十里    | 告示第1項の表中公示番号内区第8号の免許の内容たるべき事項に記載のとおり                          | 同          |

山形県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成31年1月18日から同年2月1日まで縦覧に供する。

平成31年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|--------------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 東村山郡山辺町大字畑谷字大沼1991番2から<br>同 2396番3まで | 旧    | 45.2メートル<br>} 13.2 | メートル<br>218 |
| 同 上                                  | 新    | 79.0メートル<br>} 14.0 | メートル<br>239 |
| 同 上                                  |      | 45.2メートル<br>} 13.2 | メートル<br>218 |

**山形県告示第29号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成31年1月18日から同年2月1日まで縦覧に供する。

平成31年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形白鷹線
- 2 供用開始の区間 東村山郡山辺町大字畑谷字大沼1991番2から  
同 2396番3まで
- 3 供用開始の期日 平成31年1月18日

**山形県告示第30号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成31年1月18日から同年2月1日まで縦覧に供する。

平成31年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五味沢小国線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|-------------------------------|------|--------------------|------------|
| 西置賜郡小国町大字西字稲場下165番1から<br>同 まで | 旧    | 17.0メートル<br>} 11.7 | メートル<br>13 |
| 同 上                           | 新    | 13.0メートル<br>} 11.7 | 同 上        |

**山形県告示第31号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成31年1月18日から同年2月1日まで縦覧に供する。

平成31年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 五味沢小国線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字湯花字大道限125番1から  
同 西字稲場下169番18まで  
西置賜郡小国町大字西字稲場下165番1から  
同 まで
- 3 供用開始の期日 平成31年1月18日

**山形県告示第32号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成31年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私道村総建第177号
- 2 指定の場所 東根市大字野田字灰塚507番1の一部、508番3の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 33.59メートル

4 指定年月日 平成31年1月9日

山形県告示第33号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年1月18日

山形県知事 吉村美栄子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

|   |          |                   |   |   |
|---|----------|-------------------|---|---|
| 〃 | 名取エアリ支店  | 名取市杜せきのした五丁目3番地の1 | 〃 | 〃 |
| 〃 | イオン多賀城支店 | 多賀城市町前四丁目1番1号     | 〃 | 〃 |

を

|   |         |                   |   |   |
|---|---------|-------------------|---|---|
| 〃 | 名取エアリ支店 | 名取市杜せきのした五丁目3番地の1 | 〃 | 〃 |
|---|---------|-------------------|---|---|

に、

|   |      |   |   |   |
|---|------|---|---|---|
| 〃 | 吉岡支店 | 〃 | 〃 | 〃 |
|---|------|---|---|---|

を

|   |          |                  |   |   |
|---|----------|------------------|---|---|
| 〃 | 吉岡支店     | 〃                | 〃 | 〃 |
| 〃 | イオン多賀城支店 | 〃 若林区荒井東一丁目6番地の6 | 〃 | 〃 |

に改める。

附 則

この規程は、平成31年1月21日から施行する。

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成31年1月18日

山形県知事 吉村美栄子

1 募集期間等

| 募集種目       | 募集期間                       | 試験期日          | 試験の概要                        | 試験場の位置 | 試験場の名称     | 採用時期      |
|------------|----------------------------|---------------|------------------------------|--------|------------|-----------|
| 自衛官候補生（男女） | 平成31年1月19日（土）から同年2月8日（金）まで | 平成31年2月16日（土） | 筆記試験<br>適性検査<br>口述試験<br>身体検査 | 東根市    | 陸上自衛隊神町駐屯地 | 試験合格者のみ通知 |

2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を

記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話番号023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話番号023(630)2075）に問い合わせること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成31年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワークにおけるデータセンター及びハードウェア等の賃借サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企画振興部情報政策課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2098
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年12月5日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 8,402,940円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに村山市役所において平成31年5月18日まで縦覧に供する。

平成31年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ村山駅西店  
村山市大字楯岡字楯岡西8055番1外
- 2 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称             | 住 所            | 代表者の氏名  |
|-----------------|----------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 古 山 利 昭 |

(変更後)

| 名 称             | 住 所             | 代表者の氏名  |
|-----------------|-----------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 山形市あこや町三丁目8番9号  | 古 山 利 昭 |
| 有 限 会 社 パ ル     | 東根市大字蟹沢1842番地の1 | 鈴 木 修 悦 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称        | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|------------|----------------------|---------|
| 株式会社ヤマザワ   | 山形市あこや町三丁目8番9号       | 古 山 利 昭 |
| 株式会社ヤマザワ薬品 | 山形市あこや町三丁目9番3号       | 山 澤 廣   |
| 株式会社大創産業   | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 | 矢 野 博 丈 |

## (変更後)

| 名 称        | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|------------|----------------------|---------|
| 株式会社ヤマザワ   | 山形市あこや町三丁目8番9号       | 古 山 利 昭 |
| 株式会社ヤマザワ薬品 | 山形市あこや町三丁目9番3号       | 山 澤 廣   |
| 株式会社大創産業   | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 | 矢 野 靖 二 |
| 有限会社パル     | 東根市大字蟹沢1842番地の1      | 鈴 木 修 悦 |

## 3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 平成30年11月4日

(2) 2の(2)に掲げる事項

イ 株式会社大創産業に係るもの 平成30年3月1日

ロ 有限会社パルに係るもの 平成30年11月4日

## 4 届出年月日

平成30年10月5日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成31年5月18日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに村山市役所において平成31年5月18日まで縦覧に供する。

平成31年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ村山駅西店

村山市大字楯岡字楯岡西8055番1外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 古山 利昭  
 有限会社パル 東根市大字蟹沢1842番地の1  
 代表取締役 鈴木 修悦

### 3 変更する事項

#### (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

##### イ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 240平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 280平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

##### ロ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 13.87立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 14.47立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

#### (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------|---------|---------|
| 株式会社ヤマザワ      | 午前9時    | 翌日の午前0時 |
| 株式会社ヤマザワ薬品    | 午前9時    | 翌日の午前0時 |
| 株式会社大創産業      | 午前9時    | 午後9時    |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------|---------|---------|
| 株式会社ヤマザワ      | 午前9時    | 翌日の午前0時 |
| 株式会社ヤマザワ薬品    | 午前9時    | 翌日の午前0時 |
| 株式会社大創産業      | 午前9時    | 午後9時    |
| 有限会社パル        | 午前9時    | 午後9時    |

#### 4 変更年月日

平成30年11月4日

#### 5 届出年月日

平成30年10月5日

#### 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成31年5月18日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

---

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成29年6月2日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成31年1月8日付けで山形県知事から通知があった。

平成31年1月18日

山形県監査委員 伊 藤 重 成  
 山形県監査委員 鈴 木 孝  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

| 所 管 課 | 監 査 結 果                                                                                                                                                                                             | 措 置 の 内 容                                                                                                                                              |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 税政課   | <p>（保存年限を経過した文書の廃棄について）<br/>                     一部の総合支庁において、保存年限を経過後の簿冊を書庫で保存していた。<br/>                     保存年限を経過した県税の賦課・徴収等に関する文書は、個人情報等機密性の高い文書が含まれていることから、保存年限に到達した文書については適切に廃棄処分する必要がある。</p> | <p>平成29年2月17日に開催した各総合支庁税務担当課長を招集した会議において、本指摘について説明の上、適切な文書の廃棄を指示した。<br/>                     各総合支庁において、保存文書の点検・確認を行い、保存年限の延長を要する簿冊を除き、廃棄処分の措置を講じた。</p> |